

平成 24 年 3 月 7 日

各 位

東京都墨田区両国1丁目7番2号
株式会社 カーチスホールディングス
代表執行役社長 富 田 圭 潤
(コード番号 7 6 0 2 東証第 2 部)
執 行 役 高 田 知 行
電 話 番 号 : 0 3 - 5 8 2 5 - 5 0 7 5

最高裁判所における勝訴確定に関するお知らせ

当社元役員から提起されておりました預託金返還請求訴訟において、当社が控訴審にて逆転勝訴したことを受け、平成23年6月28日付にて、当社元役員より上告受理の申立て（平成23年6月30日付「上告受理の申立てに関するお知らせ」にてプレスリリース）がなされておりましたが、平成24年3月6日（調書到達日：平成24年3月7日）付にて、最高裁判所により上告審として受理しない旨の決定がなされましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 経緯

平成 20 年 3 月 4 日	当社元役員が東京地方裁判所に訴訟提起
平成 22 年 10 月 12 日	当社元役員の請求を認める旨の判決（当社敗訴）
平成 22 年 10 月 19 日	当社が東京高等裁判所に控訴提起
平成 23 年 6 月 15 日	当社元役員の請求を棄却する判決（当社勝訴）
平成 23 年 6 月 28 日	当社元役員による上告受理の申立て
平成 24 年 3 月 6 日	最高裁判所による上告不受理の決定

2. 上告人

氏 名	渡 邊 茂
住 所	福島県二本松市

3. 最高裁判所の決定内容

本件を上告審として受理しない。

4. 今後の見通し

今般の最高裁判所による上告不受理の決定により、当社元役員の請求が全く不当なものであることが確認され、当社の勝訴が確定いたしました。

なお、平成 24 年 3 月期第 1 四半期において、訴訟損失引当金戻入益 1,799 百万円を特別利益として計上済みであるため、業績への影響はございません。

今後共、株主、投資家の皆様には引き続き当社へのご支援を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

以 上